

石川町行政区等集会施設整備事業補助金交付要綱

〔平成 21 年 10 月 8 日〕

要 綱 第 34 号

改正 平成 25 年 8 月 30 日要綱第 20 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日要綱第 8 号

(趣旨)

第 1 条 地域における自治意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資するため、行政区等集会施設（以下「集会施設」という。）を整備する行政区（以下「補助事業者」という。）に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和 49 年石川町規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、国又は県その他公共団体等の補助金を受けて実施される事業については、除くものとする。

- (1) 集会施設の新築
- (2) 集会施設の大規模改築
- (3) 集会施設の修繕工事
- (4) グラウンドの建設

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、建築等に要する経費とし、次の各号に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 家具類・畳・カーテンの購入に係る費用
- (2) 集会施設整備に係る設計監理料及び一般事務費等の経費
- (3) 国県等の補助事業に該当した経費
- (4) その他補助事業の直接的費用と認めがたい経費

(補助額及び制限)

第 4 条 補助額及び制限は、前条の経費のうち、別表に掲げる区分のとおりとする。

(事業の実施)

第 5 条 第 2 条の事業を実施しようとする補助事業者は、集会施設整備事業実施要望書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(事業の内示)

第 6 条 町長は、前条の規定により提出された集会施設整備事業実施要望書に基づき、事業内容等を審査し、補助金の交付を内定した時は、申請者に対して集会施設整備事業補助金交付内定通知書（様式第 2 号）により通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付申請をする場合、集会施設整備事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（修繕工事の場合は修繕箇所図）
- (2) 工事費見積書
- (3) 工事請負契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された集会施設整備事業補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した時は、申請者に対して集会施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(補助金の変更申請)

第9条 補助事業者は、前条の決定による補助金を変更申請する場合、集会施設整備事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 変更設計図書

(2) 変更工事費見積書

(3) 変更工事請負契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の変更交付決定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された集会施設整備事業補助金交付変更申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した時は、申請者に対して集会施設整備事業補助金交付変更承認決定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(概算払)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、前条の規定により交付を決定した補助金について、概算払の方法により次の各号に定める額を限度に交付することができる。

(1) 事業に着手したとき 交付決定額の10分の5

(2) 事業が完了したとき 交付決定額の全部

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助事業者は、集会施設整備事業補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合、集会施設整備事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 完成検査調書及び完成写真

(2) 領収書の写し

(3) 収支決算書

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付請求をする場合、速やかに集会施設整備事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、第11条第2項及び前条の規定により請求を受けた場合、速やかに補助事業者に対して、補助金を交付するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年要綱第8号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	補 助 額	限度額	次回の補助金交付の制限
集会施設の新築	補助対象経費の25%	500万円	交付の年度から10年間
集会施設の大規模改築	補助対象経費の25%	200万円	交付の年度から5年間
集会施設の修繕工事	補助対象経費の50%	50万円	交付の年度から3年間
グラウンドの建設	補助対象経費の25%	200万円	交付の年度から5年間

石川町補助金等交付基準一覧表（集会施設関係）

平成25年度分から適用

1. 補助対象	原則として行政区単位とする。
2. 補助対象基準	<p>①集会施設の新築 （フェンス設置、側溝敷設、設備工事、設計委託、敷地造成工事含む）</p> <p>②集会施設の大規模改築 （設計委託料、本体工事、<u>トイレ・流し台等給排水設備及び電気設備工事、屋外工事含む</u>）</p> <p>③集会施設の修繕工事 （本体修繕工事、<u>給排水・電気・エアコン等設備工事、屋外工事含む</u>）</p> <p>④<u>グラウンドの建設（造成、フェンス、側溝敷設、トイレの工事費及び設計委託料を含む）</u></p>
3. 補助率	<p>①集会施設の新築（グラウンドを除く） 補助対象経費の25%（限度額500万円）</p> <p>②集会施設の大規模改築（工事費が200万円を超えるもの） 補助対象経費の25%（限度額200万円）</p> <p>③集会施設の修繕（工事費が200万円未満のもの） 補助対象経費の50%（限度額50万円）</p> <p>④<u>グラウンドの建設</u> 補助対象経費の25%（限度額200万円）</p> <p><u>※補助金額は千円未満切捨てとする。</u></p>
4. 補助の制限	<p>①の補助を受けた場合、原則として10年間補助対象とならない。</p> <p>②の補助を受けた場合、原則として5年間補助対象とならない。</p> <p>③の補助を受けた場合、原則として3年間補助対象とならない。</p> <p>④の補助を受けた場合、原則として5年間補助対象とならない。</p> <p>※緊急を要する修繕等の場合を除く</p>
5. 参考	<p>美しいまちづくり事業補助金（H17-18） 集会所整備事業 補助率（事業費の2/3、限度額30万円）</p> <p>美しいまちづくり事業補助金（H19-20） 集会所整備事業 補助率（事業費の1/2、限度額20万円）</p>